

令和8年度畑地化促進事業2次要望調査のお知らせ

令和8年度において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を畑地化し、畑作物の生産・出荷に取り組む農家に対して支援を行う「畑地化促進事業」の要望調査を実施します。事業実施を希望する場合は令和8年4月23日（木）までに要望書を提出願います。
※令和8年1月30日期限の要望調査で提出済の場合は、今回の提出は不要です。

○対象作物と補助金額

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物及び畑作物 ※水稲及び地力増進作物を除いた水田活用の直接支払交付金対象作物	7万円/10a	2.0(3.0※1)万円/10a×5年間または10.0(15.0※1)万円/10a（一括） ※1：加工・業務用野菜等の場合

※畑地化支援を受けた農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外されます。

○取組要件

下記の①～④全ての条件に当てはまる場合

- ① 令和7年度に主食用米、水田活用直接支払交付金の交付となった作物が作付けられていた農地
- ② 概ねの団地化（2筆以上の畦畔が連続している農地）
- ③ 畑地化支援の交付が行われてから5年間の販売もしくは供給を行う。
※対象作物の作付け及び出荷等が行わなかった場合、交付金の返還対象となります。
- ④ 土地所有者からの合意（借地の場合）

○配分基準

本事業は取組面積に応じてポイントが配分され、ポイントが上位の農業者から予算の範囲内で採択となりますので、申請を行っても支援を活用できない場合があります。（本事業が不採択となった場合は、水田活用の直接支払交付金の対象となります）

○土地改良区決済金等支援

令和8年度に畑地化支援及び定着促進支援に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（定額（上限25万円/10a））

※畑地化支援及び定着促進支援を要望した農地のみ事業の要望が可能となりますので、土地改良区決済金等支援のみの要望はできません。

※農地の地区除外等の判断は各土地改良区にて行いますので、必ずしも支援を受けられるものではありません。

※農林水産省としては、「組合員が畑地化した場合、その土地を土地改良区の地区から除外することを推進しているわけではありません。また、組合員の一方的な意向のみで地区除外されるわけではありません。」としていることから、八幡平市農業再生協議会としても地区除外等を推進しているわけではありません。

○令和7年度畑地化促進事業実績

令和7年度事業では八幡平市の申請者59経営体のうち58経営体が事業採択され、採択合計面積は822,069㎡となりました。

○提出書類及び期限

(1) 令和8年4月23日(木)までに提出する書類

- ・畑地化促進事業に係る取組要望(申出)書

※令和8年度営農計画書と整合性を取ることを。要望書と営農計画書の面積が一致しない場合、今年度の畑地化要望から除外される場合があります。

(2) 令和8年4月30日(木)までに提出する書類

- ① 令和8年度営農計画書(既に提出済の場合は不要)
- ② 畑地化促進事業要望圃場作付計画書(5年間の作付計画)
- ③ おおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料(空中写真又は農地地図等)
- ④ 交付対象水田であることが分かる写真(撮影日、所在地、畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること等が分かるもの)
- ⑤ 交付申請に係る農地が借地の場合には土地所有者(地主)との同意書

○その他

- ・要望書等の様式は、農林課窓口または市ホームページからのダウンロードにより入手してください。
- ・各年での事業要望となります。前年度より引き続き要望する場合にも再度要望書等の提出が必要となります。
- ・提出期限は厳守願います。なお、期日までに資料の提出がなかった場合や書類に不備があった場合については、令和8年度事業は申請しない、または、要望取下げでの対応となります。
- ・今回の追加要望を行う方以外(令和8年1月30日までに令和8年度の要望書を提出された方、水稻を作付けする意向のある方、「水田活用の直接支払交付金」の交付を希望する方等)は、今回の要望書の提出は必要ありません。
- ・事業の詳細につきましては、下記または市ホームページにてご確認ください。

○問合せ先及び提出先

〒028-7397 八幡平市野駄第21地割170番地
八幡平市産業建設部 農林課 農政推進係
電話番号：0195-74-2111(内線1340、1341、1342)